

危ない!!

致死率の違い※1

高速道路：約19.8倍

一般道路：約3.2倍

(平成28年～令和2年合計)

車外に
放出

車内で
全身強打

前席の人が
被害

後部座席での
シートベルトの着用は
全ての道路で義務です!

後部座席も必ず シートベルトを!!

※2

※1 致死率…死傷者数に占める死者数の割合
※2 シートベルト着用の除外規定…道路交通法第71条の3第2項、道路交通法施行令第26条の3の2第2項

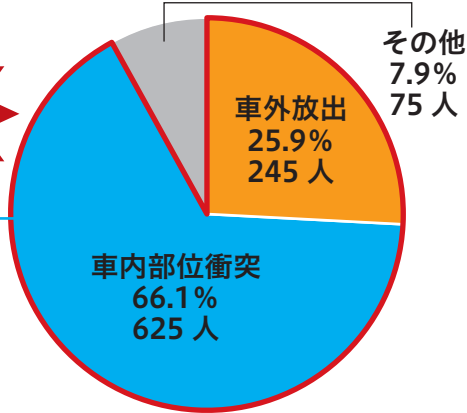
警察庁・都道府県警察



後部座席でシートベルトをしていないとどうなる？

9割以上が
車外放出・
車内部位衝突！

フロントガラス・
計器盤まわり、
ドア・窓ガラス、
柱、天井、
座席、その他



人身加害部位別自動車後部座席同乗中
シートベルト非着用死者数・構成率（平成23年～令和2年合計）

1 車内で全身を強打する可能性

交通事故の衝撃で、あなたはすさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることになります。仮に、時速60kmで進んでいる車が壁等に衝突した場合、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃を受けます。



2 車外に放り出される可能性

衝突の勢いが激しい場合、後席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、堅いアスファルトに体をぶついたり、後続車両にひかれたりすることで、最悪の場合は命を落としてしまいます。



3 前席の人が被害を受ける可能性

衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバッグで挟まれ、頭に大けがをすることなどにより、命を奪われることもあります。後席の人がきちんとシートベルトを着用することは、前席の人の命を守ることにもつながっています。



交通事故にあった場合の致死率の違い

後部座席シートベルト非着用時の致死率（死傷者数に占める死者数の割合）は、右のグラフのように

高速道路で、着用時の約19.8倍

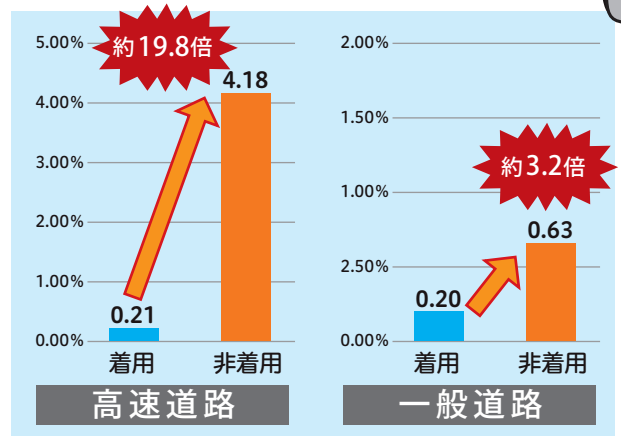
一般道路で、着用時の約3.2倍

も高くなっています。



POINT!

着用する
だけで致死率が
大きく違う



※平成28年～令和2年合計

損害賠償等の場面で不利益となることも！

<事例>

被告が加害車両のハンドル操作を誤り、加害車両を縁石等に衝突させて転覆させ、同乗者（原告）が傷害を負った事故につき、被告の指示により原告がシートベルトを外していたとはいえ、シートベルトの着用は同乗者が自らの判断で行うべきものであり、シートベルト不着用が損害発生または拡大に寄与していたとして、10%の過失相殺が認められた。（大阪地裁平成22.11.1 交民集43巻6号1401頁）



POINT!

シートベルトをしていなかったことが過失とされることも